

# 高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務

### (2) 事業の目的

高知県立農業担い手育成センター（高知県高岡郡四万十町黒石665番地）の業務のうち、研修指導業務や宿泊生活支援業務、ほ場管理業務等を外部委託し、運営を効果的・効率的に行うことを目的とします。

### (3) 事業内容

別添「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務仕様書」のとおり。

### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。（3年間）

## 2 見積限度額

102,699千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 審査委員会の設置

別途定める「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

(1) 企画提案者（以下「参加者」という。）は、企画提案書を提出し、これに基づき、プレゼンテーションを審査委員会で行います。

(2) 審査委員会では、別途定める「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル審査要領」の別紙「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションに対して、公正な審査を行い、委託契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

(3) 事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体の履行条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。

(4) この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。

(5) 候補者の選定の日から翌日から起算して7日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行います。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者のうち、前記1(3)に掲げる事業内容を履行できる能力のある者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 農業又は農業指導の経験が5年以上ある者を現場の総括責任者として配置できること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていないこと
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 高知県内に主たる事業所（以下「本店」という。）を置く者であること
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 説明会

日時：令和8年1月15日（木）10時から12時まで

場所：高知県立農業担い手育成センター（高知県高岡郡四万十町黒石665番地）

※プロポーザル参加予定者は原則出席してください。なお令和8年1月14日（水）12時までに参加者数を事前に電話等で高知県農業振興部農業担い手支援課新規就農支援担当（電話：088-821-4512）まで連絡してください。

## 7 質疑と回答

質疑は、令和8年1月22日（木）15時までに別記第1号様式により持参、郵送（書留郵便又は配達証明によるものに限り、）又はFAXで受け付けます。FAXによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は農業担い手支援課ホームページに23日に掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別記第2号様式）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類は次表のとおりとします。

提出書類の名称	規格等	提出部数
参加申込書（別記第2号様式）	A4判縦	1部
5(3)に定める総括責任者の経験等を証明する書類（履歴書等（様式任意））	A4判縦 もしくは A3判横	1部
法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）	原本	1部
定款又は寄附行為	写し	1部
都道府県税に係る納税証明書（全税目）	原本	1部
法人税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の3）	原本	1部

※提出書類は、発行日から3か月以内のものに限ります。

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明によるものに限ります。）

イ 提出期限

令和8年1月27日（火）15時（必着）

ウ 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階

高知県農業振興部 農業担い手支援課

担 当：高橋、村田

電 話：088-821-4512

(2) 資格要件の確認

農業担い手支援課で参加申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。参加申込者の資格要件の確認結果については、令和8年1月30日（金）までに参加申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面（様式任意）により、農業担い手支援課長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。農業担い手支援課長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

## 10 審査

別途定める「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

## 11 審査結果

審査結果は、令和8年3月上旬までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

## 12 日程

令和8年1月15日(木)	10時～12時	説明会
令和8年1月22日(木)	15時必着	質疑受付期限
令和8年1月27日(火)	15時必着	参加申込書等の提出期限
令和8年2月10日(火)	15時必着	企画提案書の提出期限
令和8年2月18日(水)		審査委員会(プレゼンテーション)

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写します(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別記第3号様式により提出してください。開示・非開示の判断は、別記第3号様式に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なく利用することはありません。

## 14 問い合わせ先

高知県農業振興部 農業担い手支援課

担 当：高橋、村田

電 話：088-821-4512

FAX：088-821-4519

E-mail：160101@ken.pref.kochi.lg.jp

## 15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になることがあります。
  - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 事業実施者は、雇用に必要な保険等（労災保険、雇用保険、健康保険等）に雇用者を加入させるとともに、事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めなければなりません。

(別記第1号様式)

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル  
に関する質疑書

令和 年 月 日

高知県農業振興部農業担い手支援課長 様

所在地 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

質疑内容

※FAX 088-821-4519

(別記第2号様式)

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル募集要領に基づき、高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

なお、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

担当者 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
E-Mail \_\_\_\_\_

提出期限：令和8年1月27日（火）15時（必着）

提出先：〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階  
高知県農業振興部 農業担い手支援課

担当：高橋、村田

(別記第3号様式)

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル  
に関する提出書類の非開示希望届出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類のページ・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の 内容を具体的に記入してください。